



特集

知っていますか？ 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が十分でない人の権利や財産を守る制度ですが、まだまだ知られていないのが現状です。
高齢社会を背景に利用者の増加が予測されます。
ますます必要性が高まっている成年後見制度について紹介します。

●成年後見制度は大きく分けて2つあります

任意後見制度

(本人に判断能力がある)



判断能力が十分なうちに、将来、認知症などにより判断能力が低下した時に備え、あらかじめ「誰」に「何」を頼むか決めておく制度。

法定後見制度

(本人の判断能力がすでに不十分)



補助 本人の判断能力が不十分で、大切な財産を管理することに不安がある。

保佐 本人の判断能力が著しく不十分で、大切な財産の管理などが難しい。

後見 本人の判断能力がほとんどないため、普段の買い物なども難しい。

●成年後見人等の主な役割

※成年後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人のこと

日常生活の支援 (身上保護)

本人の生活や健康に配慮し、安心した生活が送れるように契約などを行います。

- 家賃の支払いや、契約の更新
- 介護・障害福祉サービス等の利用手続き
- 医療機関等の各種手続きや費用の支払い
- 定期的に訪問し、生活状況を確認 など

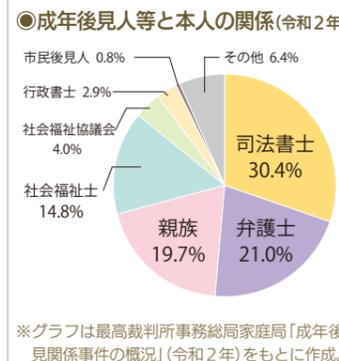
財産の適切な管理 (財産管理)

本人に代わって財産の管理を行います。

- 印鑑、預貯金通帳の管理
- 収支の管理 (預貯金の管理、年金・給料の受取、公共料金・税金の支払いなど)
- 不動産の管理、処分
- 貸地・貸家の管理、遺産相続の手続き など

成年後見人等の役割でないこと

- 介護や家事援助などの労働
- 入院・入所時の身元引受、保証
- 養子縁組、認知、結婚、離婚などの身分行為
- 手術など医療に関する同意
- 被後見人等の死後の葬祭、家財の整理など死後の手続き、相続手続き
- 遺言、臓器提供、延命治療など、被後見人等自身の意思に基づくことが必要な行為



認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、預貯金や不動産などの財産管理、介護・障害福祉サービスの手続きをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約について、よく判断できずに契約を結んでしまうといったこともあり得ます。家族が近くにいれば守ることもできますが、一人暮らしの高齢者も増えてきています。このような、法律行為における意思決定が困難な人のための権利を守る制度が成年後見制度です。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。このうち、「法定後見制度」は判断能力の程度に応じ

て、「補助」「保佐」「後見」の3つに分かれます。高齢化の進展に伴い、制度の利用者は年々増加しています。また、利用者の約8割が司法書士や弁護士、社会福祉士といった親族以外を成年後見人等としています。さらに、成年後見人等は個人だけでなく、社会福祉法人やNPO法人などが就任することもできます。
燕市でも、地域で生活している障がいのある人もいますし、高齢化の進展とともに、認知症や一人暮らしの高齢者も増えていくと考えられます。そのような中、判断能力が不十分な場合でも、「成年後見制度」を利用することで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

・ 後見人座談会 ・

成年後見制度のススメ

成年後見制度の現状や制度活用のメリットなどについて、日ごろから成年後見制度の業務に携わる弁護士、社会福祉士に市の担当者がお伺いしました。



燕市 社会福祉課
しまくら ゆみ
島倉 由美

廣田法律事務所
ひろた たかこ
廣田 貴子 さん
【弁護士】

燕市社会福祉協議会
福祉後見・権利擁護センター
とば いちろう
鳥羽 一郎 さん
【社会福祉士】

島倉 成年後見制度の利用者は増えていきますか？
廣田 増えてきていますね。以前は、自分で判断することがほとんどできないケースが多かったのですが、今は、できないところを補助・保佐するというケースが増えていきます。

鳥羽 社会福祉協議会には最近になって複数の相談があり、皆さんにとって制度が身近になってきていると感じています。
島倉 増加の要因はどのようなところにありますか？
鳥羽 制度の周知を積極的に行った結果だと思いま

す。市や弁護士会などと連携して続けていきたいですね。
廣田 昔は家族と一緒にいたので、制度を使う必要がなかったんだと思います。しかし、家族が遠くにいたり、一人暮らしの人が増えている中で、制度の利用が進んでいるのではないかと思います。
島倉 高齢化が進むにつれて、制度利用への需要も高まっていきそうですね。
鳥倉 制度を使うメリットを教えてください。
鳥羽 社会福祉協議会は、福祉サービスの利用や日常生活での財産管理など、本人が自分らしく安心して過ごせるようにサポートしています。
廣田 私が担当する案件では、自分でお金の使い方がうまくいかずに立ち行かなくなるといったケースが多いです。制度を利用することで、生活を守りながら借金を返済するなど、先の道筋が立てやすくなると思います。また、遺産分割のお手伝いをする中で、トラブルが大きくなる前に解決できると思います。

島倉 利用者と接するとき気を付けていることは？
鳥羽 本来は自分で管理するお金を、私たちが代わりに管理しますので、信頼関係を築いて安心して制度を利用してもらえよう心がけています。
廣田 私も丁寧に説明するように努めています。それから、制度を利用するには成年後見人を選任するための費用と、成年後見人に支払う報酬が発生しますね。
島倉 費用がネックになる人も多いと聞きます。市では、条件はありますが、制度の利用に関する費用の助成を行っています。必要な方が、安心して制度を利用できるように支援していきたいと考えています。
鳥倉 市民へメッセージをお願いします。
廣田 何か困ったことが起きる前に、心配事があればお気軽にご相談ください。
鳥羽 社会福祉協議会や市にご相談いただければ、弁護士や司法書士の先生と連携して、その人にとって一番いい方法を一緒に探していきます。

おしえて！

成年後見人のギモン！

成年後見制度について、よくある質問を弁護士の
廣田貴子^{ひろた たかこ}さんにお聞きしました。

A1 Q1

どんな時に成年後見制度の
利用を検討したらいいですか？

● 本人の判断能力がない状態で、
次のような場合に申し立てを検討
するケースが多いようです。
● 本人を支援する家族や親族が身
近にいない場合
● 預貯金などの管理に困った場合
● 入院、施設入所が必要な場合

A2 Q2

申し立てから開始までどのく
らいの期間がかかりますか？

● 審理期間については、個々の事
案により異なります。最短で1カ
月程度というところもありますが、
場合によっては数カ月かかること
もあります。

A3 Q3

認知症の人が行った契約は有
効ですか？

● 契約時に成年後見制度を利用し
ていない場合、重い認知症などで
意思能力が無かったと判断されれ
ば、その契約は無効となること
があります。意思能力の有無は、契
約時の状況や医師の診断書などを
基に判断されます。
● また、契約時に成年後見制度を
利用している場合、成年後見人は
本人が行った法律行為を取り消す
ことができます。例えば、本人が
悪徳商法にひっかかってしまった
場合など本人に不利な契約を取
り消すことができます。ただし、
取り消しできる期間に定めがあり
ますので、専門家までご相談くだ
さい。

※意思能力…法律上の判断において自己の行為の
結果を判断することができる能力。

A4 Q4

本人が契約したものは、全て
取り消しできるのですか？

● 後見の場合、本人が契約したも
のは、判断能力が無い状態でなさ
れたものとして、原則、契約を取
り消すことができます。

● 一方、保佐・
補助の場合、本
人に大きな財産
的被害を与える
可能性がある重
要な行為や、家
庭裁判所が決め
た特定の法律行
為について、取
り消すことがで
きません。

※日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消しできません。

	補助	保佐	後見
本人の 判断能力	判断能力が 不十分	判断能力が 著しく不十分	判断能力が ほとんどない
本人を 保護する人	補助人	保佐人	成年後見人
取り消しが 可能な行為	申立ての範囲内で 家庭裁判所が定める 特定の法律行為	民法13条1項に 定めのある行為	日常生活に関する 行為以外の行為

制度を利用するには

● 本人が住んでいる地域を
管轄する家庭裁判所に申し
立てを行います。申し立て
は、本人・配偶者・四親等
内の親族などが行えます。
申し立てに基づいて家庭裁
判所が後見人等と支援内容
を決定します。なお、身寄
りがないなどの理由で申し
立てをする人がいない場合
には、市長が申し立てをす
ることもあります。

● 費用は印紙代などで1〜
2万円かかるほか、本人の
判断能力を鑑定する費用
(5〜10万円程度)が必要
となる場合もあります。ま
た、原則として本人から成
年後見人等へ報酬を支払う
必要があります。

お気軽にご相談を

● お悩み事などがあれば、
お気軽にご相談ください。
● 市や社会福祉協議会にご
相談いただければ、弁護士
や司法書士なども連携
し、成年後見制度の利用も
含め、さまざまな視点から
課題の解決に向けてお手伝
いします。

●成年後見制度利用の流れ

任意後見制度 公証役場で公正証書による契約が必要です	法定後見制度 家庭裁判所への申し立て手続きが必要です
1. 契約の準備 ・判断能力の低下に備えて、任意後見をお願いする人（任意後見受任者）と依頼する支援内容、報酬額を本人が決める	1. 申し立て準備 ・本人の後見人等候補者を検討
2. 任意後見契約 ・本人と任意後見受任者が、公証人が作成する公正証書で契約を交わす	2. 申し立て ・本人の居住地を管轄する家庭裁判所に申し立て ・家庭裁判所が本人、申立人、後見人等候補者と面談～申し立てができる人～ 本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など
3. 申し立て ・本人の判断能力が低下した時に家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てる ～申し立てができる人～ 本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者	3. 審理・審判 ・家庭裁判所が後見人等と支援内容を決定 ※後見人等を選任するのは家庭裁判所 ・本人、申立人、後見人等へ審判書で通知
4. 後見開始 ・契約内容により、任意後見人が本人への支援を開始 ・任意後見監督人と家庭裁判所が、任意後見人の職務を監督	4. 後見開始 ・後見人等が本人への支援を開始 ・後見人等は家庭裁判所へ事後報告、収入状況報告書などを提出
5. 終了 ・本人または任意後見人が亡くなったとき ・正当な事由がある場合に、家庭裁判所の許可を得て解除したとき	5. 終了 ・本人が亡くなったとき

●成年後見制度利用支援事業

● 燕市では成年後見制度の利用が進むように、次の支援を行っています。
 ● なお、利用するためには対象要件があります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



- **市長による成年後見等開始審判の請求**
 身寄りがなく、後見人等の支援が必要と判断された場合、市長による成年後見等開始審判の請求を行います。
- **成年後見等開始審判の申立費用の助成**
 申立手数料、登記手数料、郵便切手代、診断書料、鑑定費用、申立書に係る添付書類の取得費用を助成します。
- **成年後見人等への報酬の助成**
 資産が十分でなく、後見人等への報酬を支払うことが難しい場合、支払い費用の一部または全額を助成します。

●ご相談はこちらまで

- 成年後見制度全般に関すること
 燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護センター ☎0256・78・7020
- 高齢者の方
 長寿福祉課 地域支援相談チーム ☎0256・77・8157
- 障がいのある方
 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256・77・8172

認知症について深く知りたい方へ

● 成年後見制度のことだけでなく、認知症について全般的に学ぶことができます。
 ○ 認知症サポーター養成講座
 とき：11月11日(木) 10:00～11:30 (要申込、定員25人)
 会場：市役所 つばめホール
 問合せ 長寿福祉課 地域支援相談チーム ☎0256・77・8157